

朱 棒著 後漢魏晋亀鈕官印分類・断代研究（朱）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学古代学研究所 公開日: 2022-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石黒, ひさ子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22334

後漢魏晋亀鈕官印分類・断代研究(朱)

朱 棒

翻訳：石黒ひさ子

【要旨】印鈕の形制と印文の字形は古璽印の年代判定の重要な根拠であり、またこの二つの類型学的分析に配慮することで全面的かつ信頼のできる印章考古学研究を打ち立てるのに有利となる。後漢から西晋に至る亀鈕官印の亀鈕形制と「将」、「尉」字形の類型学的分析を通じ、時代が明確ないくつかの基準品を結びつけることで、後漢・三国・西晋官印の時期区分の系統を打ち立てることができる。

キーワード：璽印考古 官印 三国官印 亀鈕

はじめに

時期区分と年代判定は古璽印研究の基礎であり、秦漢六朝官印のこの研究については、まず、羅福頤氏の『秦漢南北朝官印徵存』(以下『徵存』とする)を挙げなければならない。これは秦から南北朝の官印を著録したもので、所収の官印は2658方に達し、秦漢南北朝官印研究の基礎となるものといえる⁽¹⁾。その後、葉其峰、王仁聰、孫慰祖といった各氏の努力により、両漢、西晋官印の様相はすでに、かなり明確なものとなっている⁽²⁾が、後漢晩期、三国官印の年代判定についてはなお検討の余地がある。

官印の年代判定の方法においては、先学から印文の字体や印文の内容、印鈕の形制による年代判定の方法が出されている⁽³⁾。近年では、考古学の類型学的方法を用いて古代官印の研究を試みている学者もいる⁽⁴⁾。中でも石川日出志氏は考古学の類型学を利用して古代蛇鈕印と前漢から晋代の亀鈕官印の分析を行い、類型学的分析から「璽印考古学」を提示し⁽⁵⁾、筆者も大きく啓発された。

しかしこれまでも指摘されているように、印章は印体と印面の文字の結合体であり、印鈕だけの考察や文字だけの考察には一定の限界が存在する。どのようにして印鈕と印面の文字の類型学的分析を結びつけ、時代が明確な考古資料と信頼できる伝世資料を利用し、科学的に信頼できる印章の考古学的研究を打ち立てるか、考えていくべき問題である。印章の印鈕と文字は、土器でいえば器形と紋様のようなものであり、その双方から類型学的考察が可能である。印鈕と印文の類型学的研究から打ち立てられる系譜は、二つの物差しで印章の時間的座標を定めるもので、一つの物差しによるものよりもさらに信頼できるものとなる。本稿では後漢から西晋時期の亀鈕官印を例として一つの試みを行いたい。

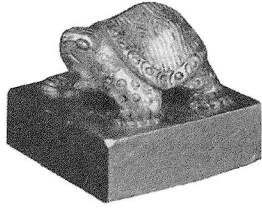
1. 亀鈕の類型学的研究

考古学的に出土したものと伝世の官印において、後漢から西晋の亀鈕官印は主に以下のような型式に分けることができる。

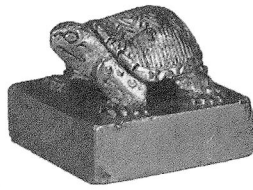
A型Ⅰ式：陝西省寧強県陽平関出土「朔寧王太后璽」⁽⁶⁾に代表される、亀の背がかなり高く隆起し、腹部の前端に三角形の突起があり、亀の目が水滴形に作られるものである。この型式に属するものには、重慶市観音橋出土「偏將軍印章」⁽⁷⁾がある(第1図-1・2)。

A型Ⅱ式：江蘇省揚州市後漢広陵王墓出土「広陵王璽」⁽⁸⁾に代表される、上記のⅠ式に比べ、亀鈕背部の

後漢初期：A型I式

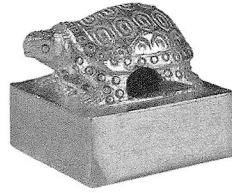


1. 朔寧王太后璽
陝西省寧強縣陽平關

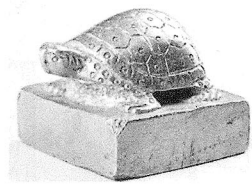


2. 偏將軍印章
重慶市觀音橋

後漢前期：A型II式

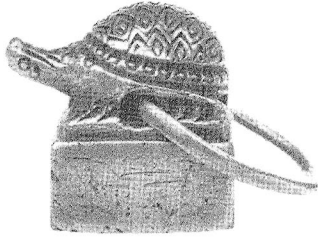


3. 廣陵王璽
江蘇省揚州廣陵王墓

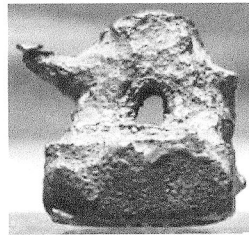


4. 關內侯印
河南省泌陽板橋

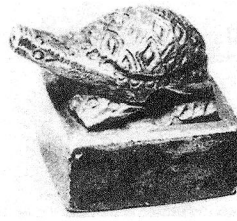
後漢晚期：B型



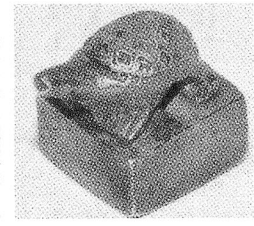
5. 琅邪相印章
故宮博物院



6. (印文不詳)
甘肅省武威雷台漢墓

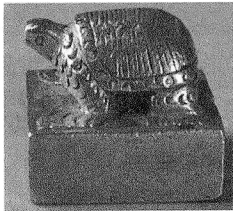


7. 揚義都尉
天津博物館

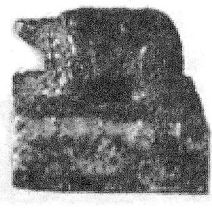


8. 和仁都尉
日本·有鄰館

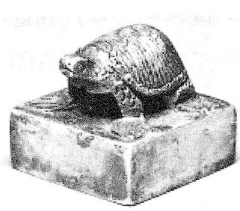
三国(曹魏)：C型I式



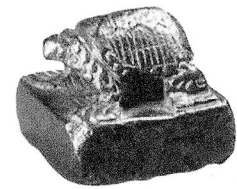
9. 關中侯印
河南省南陽石橋鎮



10. 通信校尉
甘肅省敦煌七里鎮三號橋M1



11. 偏將軍印章
北京市世園會魏晉墓



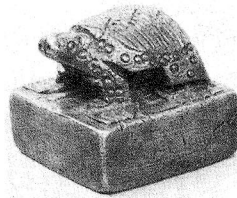
12. 武猛校尉
河南省伊川



13. 虎牙將軍章
河南省尉氏城關鎮



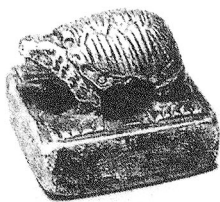
14. 虎牙將軍章
湖北省巴東



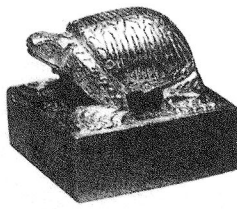
15. 裨將軍印章
河南省安陽豐樂鎮



16. 武猛中郎將
故宮博物院

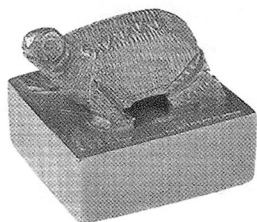


17. 掃逆將軍章
天津博物館



18. 崇德侯印
日本·有鄰館

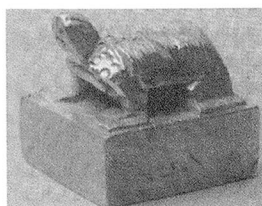
西晋：C型II式



19. 鎮南將軍章
湖南省安鄉劉弘墓



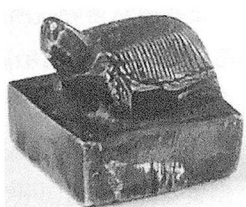
20. 平東將軍章
山東省嶧縣



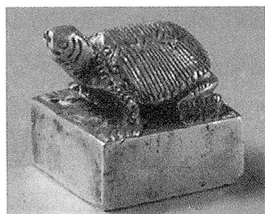
21. 關中侯印
河南省溫縣趙堡村



22. 關中侯印
河北省邯鄲



23. 駙馬都尉
河南省伊川周村



24. 奉車都尉
安徽省壽縣板橋



25. 虎牙將軍章
湖南省桃源

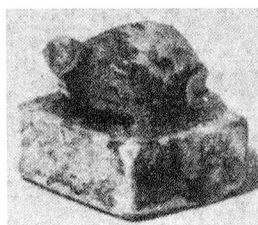
西晋：D型



26. 宣成公章
湖南省安鄉劉弘墓



27. 武鄉亭侯
甘肅省嘉峪關新城觀蒲 M9

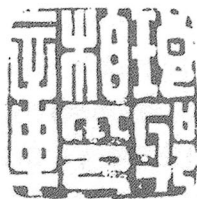


28. 都亭侯印
江蘇省江寧銅井西晉墓



29. 關內侯印
上海博物館

第 1 圖 龜鈕型式分類



1. 琅邪相印章
故宮博物院



2. 南頓侯相
『大系』8299



3. 北海相印章
上海博物館

第 2 圖 「琅邪相印章」と後漢晚期封泥標準品の対比

隆起がやや低く、亀の目が円形に作られているものである。この型式に属するものには、河南省泌陽県板橋鎮出土の後漢「関内侯印」⁽⁹⁾がある(第1図-3・4)。

B型：故宮博物院所蔵「琅邪相印章」に代表される、亀首がやや長く、亀の背が半円球状に近いものである。この型に属するものには、甘肅省武威雷台漢墓出土の銀印將軍章⁽¹⁰⁾、天津博物館蔵「揚義都尉」、日本有鄰館蔵「和仁都尉」⁽¹¹⁾等がある(第1図-5～8)。

C型Ⅰ式：河南省南陽石橋鎮出土「関中侯印」⁽¹²⁾に代表される、亀の背の前後が緩やかで起伏が無く、横向きの断面がやや円弧状を呈し、背の稜線が無いもので、亀の首はやや上を向き、亀の首の最高点は亀の背の最高点を超えていない。この型に属するものには、甘肅省敦煌七里鎮郷三号橋村一号墓出土「通信校尉」⁽¹³⁾、北京世園会魏晉墓出土「偏將軍印章」⁽¹⁴⁾、河南伊川出土「武猛校尉」⁽¹⁵⁾、河南省尉氏城関鎮出土の「虎牙將軍章」⁽¹⁶⁾、河南省安陽豊楽鎮出土「裨將軍印章」⁽¹⁶⁾、湖北省巴東出土「虎牙將軍章」⁽¹⁷⁾、また故宮博物院所蔵「武猛中郎將」、天津博物館蔵「掃逆將軍章」、日本有鄰館所蔵「崇徳侯印」等がある(第1図-9～18)。

C型Ⅱ式：劉宏墓出土の「鎮南將軍章」⁽¹⁸⁾に代表される、造型と紋様装飾にはC型Ⅰ式とはっきりとした継承関係が存在するものである。C型Ⅰ式と比べると、亀の背には稜線がはっきりとし、背の最高点はやや後ろで、亀の首は上向きで亀の背を越えている。この型に属するものには、山東省嶧県出土「平東將軍章」⁽¹⁹⁾、河南省温県趙堡村出土「関中侯印」⁽²⁰⁾、河北省趙邯鄲故城出土「関中侯印」⁽²¹⁾、河南省伊川江左公社周村大隊出土「駙馬都尉」⁽²²⁾、安徽省寿県板橋鎮史家大樹出土「奉車都尉」⁽²³⁾、湖南省桃源出土「虎牙將軍章」⁽²⁴⁾等がある(第1図-19～25)。

D型：劉弘墓出土の「宣成公章」⁽²⁵⁾を代表とし、亀の形がわりと丸く豊満で、亀の背には一本のはっきりとした稜線が見え、亀の首は上に上げられて亀の背を越えている。この型に属するものには、嘉峪関新城公社觀蒲M9出土の「武郷亭侯」銅鑿金印⁽²⁶⁾、南京江寧銅井鎮西晉墓出土「都亭侯印」銅印(銅鑿金の疑いあり)⁽²⁷⁾、上海博物館所蔵「関内侯印」銅鑿金印がある(第1図-26～29)。しかし「宣成公印」の亀の背には六角紋が刻まれているが、「武郷亭侯」等その他の侯印の亀の背は直線の紋様となっている⁽²⁸⁾。

次に各型の亀鈕の時代区分について検討する。

A型Ⅰ式では、「朔寧王太后璽」⁽²⁹⁾の時代は後漢初期に確定されている。この型式の亀鈕は王莽の新的亀鈕を継承したもので、陝西省鳳翔屯頭出土「武威司命領軍」等の新的官印の基準品と比べて、背部の隆起は新時代の亀には及ばず、時期は後漢の初期となる⁽³⁰⁾。

A型Ⅱ式とⅠ式には明確な継承関係があり、「広陵王璽」は後漢広陵思王劉荆の遺物であるので、年代はAD58年から67年の間となる⁽³¹⁾。A型Ⅱ式の時代は後漢前期となり、A型Ⅰ式よりもやや遅くなる。

B型の亀鈕では、孫慰祖氏が「琅邪相印章」を後漢官印としていて、これに従うべきである。その「相」字の右側は後漢晩期の基準である「南頓侯相」(大系8299-8304)に接近していて、「印」字は後漢晩期の「北海相印章」と近く、後漢晩期の官印である(第2図)。雷台漢墓の時代は後漢晩期であり、出土した亀鈕銀印の時代も後漢晩期となる。三国魏の黄初元年にはC型Ⅰ式が採用されていたことを考えると、B型亀鈕の時代は後漢晩期とするべきである。

C型Ⅰ式亀鈕では、「崇徳侯印」が三国魏の官印の基準品であり、年代は黄初元年(220年)である⁽³³⁾。関中侯爵は建安二十年(215年)に初めて置かれた、金印紫綬を用いる第十七等爵⁽³⁴⁾で、ここから南陽石橋鎮出土「関中侯印」の時代は上限が215年となり、三国魏の官印と決定される。これ以外に、巴東出土の「虎牙將軍章」は出土地点の分析から、三国呉の官印とすべきである。この式は三国時代に流行したのであり、三国魏の立国初には、すでに三国魏亀鈕の基準となる型式が確定されていた。

C型Ⅱ式の亀鈕では、「鎮南將軍章」の墓主である劉弘は晋惠帝太安年間(302～303年)に新野王司馬歆に代わって鎮南將軍となっていて、永興三年(306年)卒である⁽³⁵⁾。ここから、「鎮南將軍章」金印の時期は302年から306年の間であり、西晋末期に属する。「虎牙將軍章」の共伴には「晋蛮夷率善邑君」、「晋



蛮夷率善邑長」等の印があり、これらの印の時期は西晋となる。C型Ⅱ式は主に西晋時期に流行した。



D型亀鈕印では、「宣成公章」が劉弘の墓から出土していて、劉弘が宣城公に封ぜられたのは張華が政治の中心にあった時期（晋恵帝元康年間）で、鎮南將軍となる以前である。劉弘の死後、司馬越は、弘に表贈して新城郡公としている。「宣成公章」の時期は劉弘が宣城公に封ぜられてから死後に新城郡公を表贈されるまでの間で、西晋時期に属す。「武郷亭侯」は嘉峪関新城 M9 の出土で、墓の時期を発掘簡報は魏末晋初としている。「都亭侯印」が出土した江寧銅井公社墓の時期は西晋である。ここから、この型の亀鈕印は主に西晋に流行したと判断される。

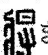

2. 「将」字の類型学的研究

後漢から西晋の將軍、校尉、都尉の印は普遍的に亀鈕が使用され、「将」、「尉」の二字は亀鈕官印において出現率がかなり高く、また変化もかなりはっきりとしているため、類型学的研究へのモデルとして意義がある。考察の範囲を拡大し、研究の正確性を高めるため、印文の考察において、筆者は時代が明確ないくつかの鼻鈕官印と封泥も対象に入れる。新から後漢前期の印文字形の区別は大きくないが、新の官印の時代の特徴がはっきりとしていることから、考察の上限を新の時期までとする。新から西晋時期の官印の「将」字は以下の二型に分けることができる

A型：「将」字の右上の「肉づき」の中の一画が縦画になっているもので、字形から二式に分類できる。

I式は、重慶出土「偏將軍印章」に代表され、「将」字はであり、右上の部分はで、左側の「月」はやや弧を帯び、前漢時期の書法に近い。この形式に属するものには、『徵存』所録「裨將軍印」（徵存109）・「大師公將軍司馬印」（徵存498）・「偏將軍中士」（徵存509）・「将田己部右侯」（徵存544）等の印がある（第3図-1～5）。

Ⅱ式は、『徵存』所録「左將軍假司馬」（徵存749）に代表され、「将」字は、右上部はで、「月」の曲がり型は方形になっている。この式に属するものには、寿县出土「後將軍假司馬」⁽³⁶⁾・恩施出土「吳率夷中郎将」⁽³⁷⁾、『徵存』所録「左將軍軍司馬」（徵存748）・「横江中郎将」（徵存1553）や上述の故宮所蔵「武猛中郎将」がある（第3図-6～11）。

B型：「将」字の右上の「肉づき」の中が横画のものである。「平東將軍章」、「鎮南將軍章」に代表され、「将」字はまたはである。この形式に属するものは、前述の巴東・尉氏・桃源出土の「虎牙將軍章」、漢魏許都故城出土の「広野將軍章」・「偏將軍印章」⁽³⁸⁾、内モンゴル自治区烏蘭察布盟涼城县出土の「晋鮮卑率善中郎将」⁽³⁹⁾、日本鴨雄緑齋所蔵「魏率善氏中郎将」⁽⁴⁰⁾等がある（第3図-12～20）。

次に各型式の「将」字の流行した時期を検討する。

A型I式の「偏將軍印章」の時期は「朔寧王太后璽」と近く、後漢初期である。「大師公將軍司馬印」「偏將軍中士」「将田己部右侯」は『徵存』ですでに新の官印と考釈され、従うべきものである。この式の「将」字は主に新から後漢前期に流行している。

A型Ⅱ式の「後將軍假司馬」「左將軍軍司馬」「左將軍假司馬」等の印の印鈕と印文の風格は後漢の鼻鈕官印の基準品である「池陽家丞」「甘陵厩丞」に近く、その時期は後漢晩期に属す。「吳率夷中郎将」は三国吳の官印である。この式の「将」字は主に後漢晩期から三国時期に流行している。

B型の「平東將軍章」「鎮南將軍章」「晋鮮卑率善中郎将」と、桃源出土の「虎牙將軍章」は西晋の官印であり、「魏率善氏中郎将」は三国魏の官印である。この式の「将」字は主に三国から西晋時期に流行している。

新～後漢前期：A型Ⅰ式



1. 偏將軍印章
重慶市觀音橋



2. 裨將軍印
『徵存』109



3. 大師公將軍司馬印
『徵存』498



4. 偏將軍中士
『徵存』509



5. 將田己部右候
『徵存』544

後漢晚期：A型Ⅱ式



6. 左將軍軍司馬
『徵存』748



7. 左將軍假司馬
『徵存』749



8. 後將軍假司馬
安徽省壽縣

三国：A型Ⅱ式



9. 吳率夷中郎將
湖北省恩施



10. 橫江中郎將
『徵存』1553

三国・西晋時期：B型



11. 武猛中郎將
故宮博物院



12. 平東將軍章
山東省嶧縣



13. 鎮南將軍章
湖南省安鄉劉弘墓



14. 虎牙將軍章
湖北省巴東



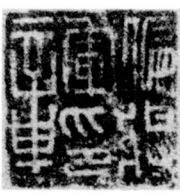
15. 虎牙將軍章
河南省尉氏城關鎮



16. 虎牙將軍章
湖南省桃源



17. 廣野將軍章
河南省許昌許都故城



18. 偏將軍印章
河南省許昌許都故城



19. 晉鮮卑率善中郎將
日本・近つ飛鳥博物館




20. 魏率善氏中郎將
日本・鴨雄綠齋
(菅原石廬)


第3図 各型式「将」字の実例


3. 「尉」字の類型学的研究

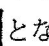

新から西晋時代の官印と封泥に見える「尉」字は字形から以下の二型に分類ができる。

A型は「尉」字の下部の「火」字の二つの点が縦画になっているもので、字形から四式に分類できる。


A型Ⅰ式：『徵存』所録「設屏農尉章」（徵存 593）に代表され、「尉」字はで、「火」の中の「人」とその左右の二つの点が基本的には同じ高さになっている。この式に属するものには、「校尉司馬丞」（徵存 513）・「校尉左千人」（徵存 514）・「西海沙塞右尉」（徵存 591）・「蔡陽国尉」（徵存 869）等の印と「山桑国尉」（大系 9611）・「濯陽国尉」（大系 9307）等の封泥がある（第4図-1～7）。


A型Ⅱ式：「復陽国尉」（徵存 870）に代表され、「尉」字がで、左下の「人」字の交叉部分は簡略化された横画になっていない。この式に属するものには、前述の「和仁都尉」「揚義都尉」、および「林慮左尉」（徵存 959）・「魯陽右尉」（徵存 985）・「南郷左尉」（徵存 966）等がある（第4図-8～13）。

A型Ⅲ式：福岡市博物館蔵「睨左尉印」に代表され、⁽⁴¹⁾「尉」字はで、右下の「人」の交叉部分は簡略化し横画か、横画に近くなっている。この式に属するものには、伊川出土「武猛校尉」・嘉峪関新城観蒲M9出土の「通信校尉」・『徵存』所録「烏国右尉」（徵存 988）等がある（第4図-14～17）。

A型Ⅳ式：伊川出土の「駙馬都尉」に代表され、「尉」字はとなっていて、上記のⅠ式を基礎に、さらに方形化し、右側の「寸」部分はとなっている。この式に属するものには、前述の寿県出土「奉車都尉」・許昌故城出土「奉車都尉」「殿中都尉」、また「夷道左尉」（徵存 969）・「武猛都尉」（徵存 1648）等の印がある（第4図-18～23）。

B型「尉」字は「火」の左右二つの点が短い横画で、中間の「人」字の開く程度によって、二つの式に分類できる。

B型Ⅰ式：『徵存』所録「南深沢尉」（徵存 955、第4図-24）に代表され、「尉」字はで、「人」字の開く部分はまだ簡略化された横画にはなっていない。この式に属するものには「東莞左尉」（徵存 963、第4図-25）がある。

B型Ⅱ式：長治西池鎮出土「猛国都尉」に代表され、「尉」字はで、「人」の開きかたは簡略化されて横画か、横画に近くなっている。これと同じ式に属するものには「蘭干左尉」（徵存 972、973）・「堂邑左尉」（徵存 964）・「樸榆右尉」（徵存 987）・「立義尉印」（徵存 1344）、また有隣館所蔵「始興左尉」等がある（第4図-26～32）。

次に各型式の「尉」字の流行時期を検討する。

A型Ⅰ式：『徵存』では「設屏農尉章」「西沙沙塞右尉」を新の官印としていて、従うべきである。蔡陽は前漢に県となり、建武十三年（37年）に城陽恭王祉の子、平が蔡陽侯に封ぜられている。劉平が後に諸王との交通に連座したことで、国は除かれた。永平五年（62年）に顕宗はあらためて平を竟陵侯に封じてい⁽⁴²⁾る。建武二年（26年）には王常を山桑侯に封じ、二世続き、建武三十年（54年）、子の王広は石城侯に徙され、国は除かれた。⁽⁴³⁾建武二十年（44年）、呉成の子の呉旦が濯陽侯となり、（成の父の）呉漢の嗣を奉った。⁽⁴⁴⁾旦の卒後は子が無く、国は除かれた。「蔡陽国尉」「山桑国尉」「濯陽国尉」はいずれも後漢早期に属する物であることがわかる。ここからA型Ⅰ式「尉」字は主に新から後漢早期に流行するといえる。

A型Ⅱ式：『後漢書』宦者伝に順帝が李建を復陽侯に封じ、有名な「十九侯」の一人となったことが記載されてい⁽⁴⁵⁾て、「復陽国尉」の時期の上限は順帝となる。『郡国志』は殤帝の諱を避けるために隆慮を林慮としたことを記載している⁽⁴⁶⁾ので、「林慮左尉」の時期の上限は殤帝時期となる。またこの式はA型Ⅰ式に近く、A型Ⅲ式より早い時期であるため、主な流行時期は後漢中晩期となる。

A型Ⅲ式：「武猛校尉」の時期の上限は後漢の建安年間で、賀官保・陳長安両氏がこれを三国魏の官印とするのに従うべきである。「睨左尉印」の鈕の型式は三国、西晋に近いが、西晋官印の「尉」字はA型Ⅳ

新~後漢前期：A型I式



1. 設屏農尉章
『徵存』593



2. 校尉司馬丞
『徵存』513



3. 校尉左千人
『徵存』514



4. 西海沙塞右尉
『徵存』591



5. 蔡陽國尉
『徵存』869

後漢中晚期：A型II式



6. 山桑國尉
『大系』9611



7. 濯陽國尉
『大系』9307



8. 復陽國尉
『徵存』870



9. 和仁都尉
日本·有鄰館



10. 揚義都尉
『徵存』593

三国：A型III式



11. 林慮左尉
『徵存』959



12. 魯陽右尉
『徵存』985



13. 南鄉左尉
『徵存』966

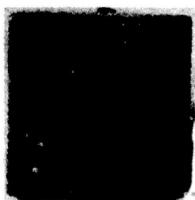


14. 皖左尉印
日本·福岡市博物館



15. 武猛校尉
河南省伊川

西晉：A型IV式



16. 通信校尉
甘肅省嘉峪關觀鵬 M9



17. 烏國右尉
『徵存』988



18. 駙馬都尉
河南省伊川



19. 奉車都尉
安徽省壽縣



20. 奉車都尉
河南省許昌許都故城

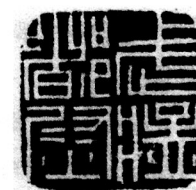
後漢晚期：B型I式



21. 殿中都尉
河南省許昌許都故城



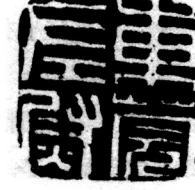
22. 夷道左尉
『徵存』969



23. 武猛都尉
『徵存』1648



24. 南深澤尉
『徵存』955

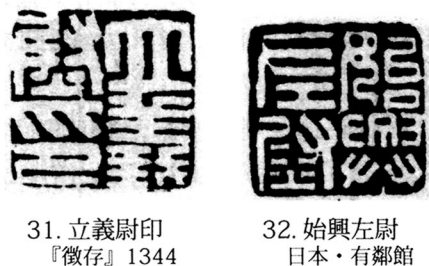


25. 東莞左尉
『徵存』963

後漢晩期：B型Ⅱ式



三国（呉）：B型Ⅱ式



第4図 各型式「尉」字の実例

式であり、「睨左尉印」の時期は三国である。ここから、A型Ⅲ式は主に三国時期に流行するものとなる。A型Ⅳ式：伊川出土「駙馬都尉」は西晋官印である。『西晋官印考述』では「夷道左尉」を西晋とし、「武猛都尉」は東晋または十六国前期の官印である。三国官印に、この式は見えないことから、A型Ⅳ式は主に西晋に流行したことがわかり、その時期の下限は東晋十六国前期まで延長することが可能である。

B型Ⅰ式：発見がかなり少なく、「南深沢尉」の印鈕は後漢中期の「梁廐丞印」と後漢晩期の「池陽家丞」の中間形態であり、時期はおよそ後漢中晩期である。

B型Ⅱ式：「猛国都尉」と同時に出土した陶井は典型的な後漢晩期の明器であり、「猛国都尉」の時期は後漢晩期である。「立義尉印」と後漢晩期の「立義行事」に近く、「樸榆右尉」は後漢末期の基準品である「池陽家丞」に近い。『宋書』州郡志には「呉孫皓甘露元年、桂阳南部都尉を分け、立てて始興軍と為す……始興令、呉立つ。」⁽⁴⁷⁾とあり、始興県が初めて設置されたのは孫皓の甘露元年（265年）で、「始興左尉」の「尉」字の右側は弧を描いていて、時期は西晋より早く、三国呉晩期の官印である。ここから、B型Ⅱ式は主に後漢晩期から三国時期に流行するものである。

4. 印鈕と印文の結合にかかる考察と検証

ここまで亀鈕、「将」と「尉」字の字形について類型学的考察を行ってきたが、さらにこの三つの面について考察した結果に基づき41頁の「亀鈕と印文の類型学分期表」を作製した。

亀鈕の時代区分の検討において、筆者はできる限り「将」や「尉」の字形を時期判断の根拠とはしないようにした。「将」や「尉」の字形の時代区分の検討においても、やはりできる限り亀鈕の形式を時代区分の根拠としないようにした。以下はいくつかの亀鈕官印を例とし、亀鈕、「将」と「尉」の時期を総合し、ここまで述べてきた時代区分の結果への検証を行う。

前述の重慶出土「偏將軍章」(第1図-2、第3図-1)以外に、A型I式亀鈕には天津博物館所蔵「偏將軍理軍」(第5図-1)・「武威後尉丞」(第5図-2)・故宮博物院所蔵「裨將軍印」(第5図-3)があり、これらの「將」字と「尉」字はみなA型I式で、鈕の形式と印文はいずれも新から後漢前期の特徴に符合する。

B型亀鈕は、前述の「揚義都尉」(第1図-7、第4図-10)・「和仁都尉」(第1図-8、第4図-9)の他に、『盛世璽印録』所録「勸進都尉」(第5図-4)・洛泉軒所蔵「定勇中郎將」(第5図-5)等があり、この型の鈕は主に後漢晩期に流行している。これらの「尉」字はいずれもA型II式、「將」字はA型II式で、同じように後漢晩期に流行していて、亀鈕と印文はいずれも後漢晩期の特徴に符合する。

C型I式亀鈕は前述の嘉峪関観蒲M9出土「通信校尉」(第1図-10、第4図-16)・伊川出土「武猛校尉」(第1図-12、第4図-15)・巴東出土「虎牙將軍章」(第1図-14、第3図-14)・尉氏城関鎮出土「虎牙將軍章」(第1図-13、第3図-15)・故宮所蔵「武猛中郎將」(第1図-16、第3図-11)等で、三国時期に属す。そのうち「通信校尉」「武猛校尉」の「尉」字は三国時期に流行したA型III式であり、將軍章の「將」字は三国から西晋に流行したB型で、「武猛中郎將」の「將」字は後漢晩期から三国に流行したA型II式で、C型I式亀鈕では亀鈕と字形の時期が適合する。

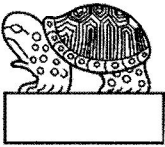


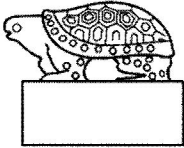

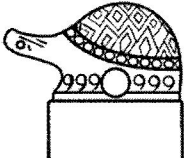




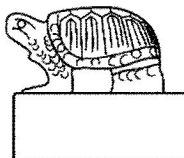



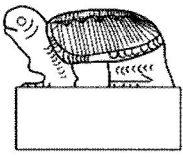
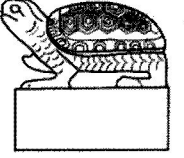


C型II式の亀鈕は、前述の伊川出土「駙馬都尉」(第1図-23、第4図-18)、寿県出土「奉車都尉」(第1図-24、第4図-19)、湖南省桃源出土の「虎牙將軍章」(第1図-25、第3図-16)があり、主に西晋に流行している。都尉印の「尉」字は西晋に流行したA型IV式で、「虎牙將軍章」の「將」字は三国から西晋に流行したB型であり、C型II式の亀鈕と字形の時期は符合する。

上述の検証からわかるように、表における時代区分はかなり正確なものである。後漢前期の亀鈕官印は新官印と鈕の形式や印文においていずれもかなり大きな相似性が存在している。後漢晩期はB型亀鈕が



第5図 各型亀鈕と印文の実例の対比

第 1 表 龜鈕と印文の類型学期表

時代	龜鈕	「将」字	「尉」字
新々後漢前期	A型Ⅰ式  朔寧王太后璽	A型Ⅰ式  偏將軍印章	A型Ⅰ式  設屏農尉章
	A型Ⅱ式  廣陵王璽		B型Ⅰ式 (中晚期)  南深澤尉
後漢晚期	B型  琅邪相印章	A型Ⅱ式  左將軍假司馬	A型Ⅱ式  復陽國尉
		 吳率夷中郎將	B型Ⅱ式  猛國都尉
三国	C型Ⅰ式  崇德侯印		A型Ⅲ式  始興左尉
		B型  平東將軍章	A型Ⅳ式  皖左尉印 (三国吳)
西晋	C型Ⅱ式  鎮南將軍章		
	D型  宣城公章	 鎮南將軍章	A型Ⅳ式  駙馬都尉

主であり、三国魏黄初元年にすでに「崇徳侯印」に代表されるC型Ⅰ式亀鈕が出現していることを考えると、筆者はB型亀鈕の下限時期は三国魏の建国以前であり、後漢晩期官印の判断基準とすることができると考える。C型Ⅰ式亀鈕はA型Ⅲ式「尉」字は今までのところ三国官印にのみ見え、同じように三国官印、特に三国魏の官印の判断基準とすることができる。以上、ここまで述べてきた点より、後漢から西晋の亀鈕官印の編年における二つの難題、すなわち後漢時期と三国時期の官印の判別問題は基本的に解決することができるのである。

C型Ⅱ式とD型亀鈕との比較から気が付いたことだが、西晋亀鈕官印では封爵印と百官印が分かれるという現象が現れていて、D型亀鈕は封爵位印にしか見えず、他の官印には見えない。現有される資料から見て、両漢・三国魏の封爵璽印と同時期の將軍・太守・都尉等の官印の將軍章等の亀鈕には形態において明確な差異はなく、西晋になって現れるもので、封爵印とその他の官印の形態の差異は、印章制度においてさらに「爵」と「官」の区別が強化されたもので、晋代の封爵制度が一定の段階に発展したことによる産物なのである。

以上は筆者が後漢から西晋の亀鈕官印について考古学類型学的考察を行ったわずかな試みであり、研究レベルに限られたものであることから、本稿における疎漏については、諸賢のご批判訂正を請うものである。

謝辞 拙文の作成と修訂において、指導教授賀雲翱先生・周曉陸先生、明治大学石川日出志先生、故宮博物院羅隨祖先生の指導を受けました。明治大学石黒ひさ子先生、恩施博物館王曉寧先生、信陽師範学院賀輝先生、南京博物院左駿先生からは資料をご提供いただきました。蔣怡瑩さんには印章の写真より図版作成をお願いしました。ここに謹んで感謝申し上げます。

註

- (1) 羅福頤『秦漢南北朝官印徵存』、文物出版社、1987年。『徵存』出版後すぐ、羅福頤氏の哲嗣、羅隨祖氏も「論秦漢南北朝官印的断代」、「古璽印断代簡論之二——秦漢南北朝官印的断代」で『徵存』の編輯の考え方や方法について補充説明を行い、古印鑑定の辯偽、年代判断と分国の「三要素」と「將」、「尉」、「丞」の三つの字の発展序列について意見提出している。羅隨祖「論秦漢南北朝官印的断代」(『西泠芸叢』、1990年第3期(總第20期))。
- (2) 王人聰・葉其峰『秦漢魏晉南北朝官印研究』(香港中文大學文物館、1990年)。孫慰祖『兩漢官印匯考』(上海書畫出版社、1993年)。孫慰祖「西晋官印考述」(『上海博物館集刊』第7期、上海書畫出版社、1996年)。
- (3) 例えば葉其峰氏は「秦漢南北朝官印鑑別方法初論」で質と形制、印面の構図、字形筆画、印文内容の時代制限の四方面を年代判定の根拠とし、漢魏南北朝の亀鈕印を五式に、鼻鈕印を四式に分類し、「印」「丞」「尉」「令」「長」等常用字の字形の変化によって分析することを提示している。孫慰祖氏は「古璽印断代方法概論」で文字の特徴と印文内容、印章形制、質料と工芸的特徴等の三つを年代判定の根拠とすることを提示している。周曉陸氏は『二十世紀出土璽印集成』で、印鈕・印文の字形・製作方法等の面から各時期の印章の特徴を述べ、前漢から南北朝の亀鈕官印の形勢の変化について例を挙げて叙述している。葉其峰「秦漢南北朝官印鑑別方法初論」(『故宮博物院院刊』、1989年第3期)、孫慰祖「古璽印断代方法概論」(『可齋論印四輯』、吉林美術出版社、2016年)参照。
- (4) 吳生道氏は前漢・後漢から南北朝の武官印の「將」字について類型学的分析を行い、「將」字字形によって年代判定を行う基準を提出している。吳生道「兩漢魏晉南北朝時期將軍類武職官印的類型学研究」(『叩問西東——水濤先生與其弟子問學集』文物出版社、2019年)、241頁。
- (5) [日]石川日出志「漢委奴國王」金印的再探討」(『大衆考古』2015年第5期)、「漢魏晋代印と亀鈕の型式学」(明治大学『交響する古代XⅠ』2021年1月24日)。
- (6) 文物工作報導「陝西陽平関修築宝成鉄路中発現的「明寧王太后」金印」(『文物参考資料』1955年第3期)。
- (7) 王永超「璀璨生輝——重慶三峡博物館藏一級文物金器」(『收藏』2019年第9期)。
- (8) 姚遷「「廣陵王璽」的出土及考証」(『江蘇社聯通訊』1981年第8期)。
- (9) 李令「河南博物院藏漢代封泥印章」(『中原文物』2009年第2期)。
- (10) 甘博文「甘肅武威雷台東漢墓清理簡報」(『文物』1972年第2期)。

- (11) 本稿で引用する各館所蔵の印章資料は、特に説明をしない場合、故宮博物院所蔵印は『故宮博物院蔵古璽印選』または故宮博物院公式ホームページ（カラー図版）、天津博物館所蔵印は『天津市藝術博物館蔵古璽印選』、有鄰館所蔵印は『有鄰館古璽印精華』にすべてよる。考古学的調査や発掘により出土した官印は、特に説明をしない限り、図片は関係する簡報や文章より引用する。引用する封泥資料は、特別に説明しない限り、『封泥大系』にすべてよる。羅福頤主編『故宮博物院蔵古璽印選』（文物出版社、1982年）。天津市藝術博物館『天津市藝術博物館蔵古璽印選』（文物出版社、1997年）。[日] 藤井善三郎『有鄰館古璽印精華』（芸文書院、2015年）。
- (12) 李玲「河南博物院蔵漢代封泥印章」（『中原文物』2009年第2期）。
- (13) 張瑞峰「敦煌市博物館蔵「通信校尉」龜紐銀印淺識」（『文博』2003年第2期）。
- (14) 郭京寧「精彩世園會、文物憶嬌川——世園會建設中的考古發現」（『北京日報』、2019年5月9日）。
- (15) 賀官保・陳長安「洛陽博物館館蔵官印考」（『文物』1980年第12期）。
- (16) 李玲「河南博物院蔵漢代封泥印章」（『中原文物』2009年第2期）。
- (17) 王曉甯・楊發富「湖北巴東出土三国銀印」（『考古』1994年第1期）。
- (18) 安郷県文物管理所「湖南安郷西晋劉弘墓」（『文物』1993年第11期）。
- (19) 李既陶「山東嶧県発現平東將軍金印」（『文物』1959年第3期）。
- (20) 李玲「河南博物院蔵漢代封泥印章」（『中原文物』2009年第2期）。
- (21) 李忠義「邯鄲金質「関中侯印」小考」（『文物春秋』2011年第3期）。
- (22) 賀官保・陳長安「洛陽博物館館蔵官印考」（『文物』1980年第12期）。
- (23) 寿県博物館「館蔵精品」（『文物鑑定与鑑賞』2013年第6期）。
- (24) 桃源県文化館「桃源県発現漢代銅器和晋代印章」（『湖南考古輯刊』第3期、1986年）。
- (25) 安郷県文物管理所「湖南安郷西晋劉弘墓」（『文物』1993年第11期）。
- (26) 張瑞峰「敦煌市博物館蔵「通信校尉」龜紐銀印淺識」（『文博』2003年第2期）。
- (27) 呉文信「江蘇江寧出土一批西晋青瓷」（『文物』1975年第2期）。
- (28) 孫慰祖氏は「西晋官印考述」で二者の異同を指摘して、背部の装飾が直線紋となるD型龜紐を「宣成公章」と「鎮南將軍章」の間の中間類型と見る。またこの型が封爵印に多くみえることも指摘している。
- (29) 『後漢書』隗囂伝によると、建武七年（紀元31年）三月、公孫述は隗囂を朔甯王としている。八年に、光武帝が隗囂を親征し、囂の大將十三人、属県十六、衆十余万はみな降伏した。建武八年の光武帝親征後に、隗囂の勢力は大きく弱体化していたことがわかる。建武九年春、隗囂は悲憤して死ぬ。王元、周宗は隗囂の少子である隗純を立てて王とし、次年には投降し、漢光武帝は隗純を弘農へ徙した。ここから朔甯王の王号は後漢初の建武七年至十年（紀元31-34年）の間にだけしか存在していないことがわかる。
- (30) 伏海翔『陝西新出土古代璽印』（上海書店、2005年）、14頁。
- (31) 『後漢書』明帝紀によると、永平元年（紀元58年）に山陽王劉荊を広陵王とし、十年（紀元67年）春二月に有罪のため自殺し、国は除されている。
- (32) 孫慰祖『歴代璽印断代標準図鑑』（吉林美術出版社、2010年）、第43頁。
- (33) 『三国志』卷二文帝紀「（黄初元年十一月）漢の諸侯王を以て崇徳侯と為し、列侯は関中侯と為す」漢魏の禪讓以降、崇徳侯はもとの後漢の諸王に封賜されたものであり、ここからこの印は黄初元年（220年）に作られたことが確定でき、これまでのところ、最も早く、最も基準となる三国魏の龜紐官印である。
- (34) 『三国志』卷一武帝紀「（建安二十年）冬十月、始めて名号を置き侯より五大夫に至る、旧列侯、関内侯は凡六等を与え、以て軍功を賞す。」その下の注に引『魏書』の「名号の侯爵十八級、関中侯十七級に置く、皆金印紫綬」また『通典』職官「魏黄初三年初に制す、王之庶子を封じ郷公と為す……次に県侯、次に郷侯、次に亭侯、次に関内侯、又た名号の侯爵十八級、関中侯爵十七級に置くもの、皆金印紫綬。」
- (35) 『晋書』卷六十六劉弘伝。
- (36) 朱遠俊「略談館蔵幾枚漢魏官印」（『大衆文芸』（理論）2009年第6期）。
- (37) 王曉寧「湖北恩施発現的古代官印」（『四川文物』2000年第2期）。
- (38) 趙文璽、黄留春「許都古城遺址出土四方官印」（『中原文物』1991年第3期）。
- (39) 李逸友「内蒙古出土古代官印的新資料」（『文物』1961年第9期）。
- (40) [日] 菅原石廬『中国古璽印精選』（二玄社、2004年）、46頁。

- (41) [日] 大塚紀宜「中国古代印章 2—福岡市博物館平成 12 (2000)・13 (2001) 年度収集資料について」(『福岡市博物館研究紀要』第 17 号)。
- (42) 『後漢書』卷十四城陽恭王祉伝。
- (43) 『後漢書』卷十五王常伝。
- (44) 『後漢書』卷十八呉漢伝。
- (45) 『後漢書』卷七十八孫程伝。
- (46) 『後漢書』志十九郡国志。
- (47) 『宋書』卷三十七州郡三。
- (48) 施謝捷・王凱・王俊亞『洛泉軒藏古璽印選萃』(芸文書院、2017 年)。吳硯君『盛世璽印録』(芸文書院、2013 年)。